

農産物などの放射能汚染に関する対応について

農産物(食品)など

<暫定規制値>

農産物(食品)など種別	暫定規制値(Bq/kg)	
	放射性ヨウ素(I-131)	放射性セシウム(合計)
野菜類(果実、きのこ、魚含む)	2,000	500
牛乳・乳製品	300	200
その他(肉、茶、米、麦、そば)	-	500

長野県は、農畜産物、林産物などの放射性物質の検査を、出荷時期に合わせ各産地のサンプルを採取、実施し、その結果を随時公表しています。

<町内で採取された農産物などの平成23年検査結果>

発表日	検体 (作型・品種名等)	放射性 ヨウ素 (Bq/kg)	放射性セシウム (Bq/kg)		採取月日	検査機関
			Cs-134	Cs-137		
5月18日	サニーレタス(露地)	不検出	不検出		5月17日	(財)日本食品分析センター
5月26日	サニーレタス(露地)	不検出	不検出		5月24日	(財)日本食品分析センター
6月 2日	レタス(露地)	不検出	不検出		5月31日	(財)日本食品分析センター
6月 9日	グリーンリーフレタス(露地)	不検出	不検出		6月 7日	(財)日本食品分析センター
7月21日	サニーレタス(露地)	不検出	不検出	不検出	7月19日	(財)日本食品分析センター
9月27日	玄米	不検出	不検出	不検出	9月20日	(財)日本食品分析センター
10月27日	ブロッコリー(露地)	不検出	不検出	不検出	10月25日	(財)日本食品分析センター
11月 4日	玄そば [※]	不検出	不検出	不検出	10月25日	(株)東信公害研究所
12月 9日	えのきたけ(施設栽培・菌床)	不検出	不検出	不検出	12月 7日	長野県環境保全研究所

※玄そばは「御代田町そば振興会」が、検査委託したものです。

<町内で採取された林産物などの平成23年検査結果>

発表日	検体 (作型・品種名等)	放射性 ヨウ素 (Bq/kg)	放射性セシウム (Bq/kg)		採取月日	検査機関
			Cs-134	Cs-137		
10月27日	コガネタケ(野生きのこ・腐生性)	不検出	不検出	不検出	10月26日	長野県環境保全研究所
11月 2日	シモフリシメジ(野生きのこ・菌根性)	不検出	76	220	10月29日	長野県環境保全研究所
11月22日	クリタケ(野生きのこ・腐生性)	不検出	不検出	不検出	11月20日	長野県環境保全研究所
12月 9日	ニホンジカ(オス)	49	61	110	11月26日	長野県環境保全研究所

野生きのこについては、平成23年10月26日佐久市県境で採取された野生きのこから、規制値を越える放射性セシウム(1,320Bq/kg)が検出されたため、御代田町へも採取などの自粛要請がありました。平成23年11月22日の検査の結果、安全性が確認されたため解除されました。

肥料など

<暫定許容値>

対象品目種別	放射性セシウム (Bq/kg)
肥料・土壌改良資材・倍土	400

<平成23年12月末現在の長野県内における肥料などの生産、流通、施用の自粛要請の状況>

種類	自粛要請	理由等
堆肥	牛ふん堆肥	(解除済) 飼料、敷料、副資材がそれぞれの暫定許容値を超過していない場合は、堆肥が暫定許容値を超過することはないと判断できる。 ※平成23年産の飼料、敷料、副資材を使用した場合
	雑草堆肥・稲わら堆肥	(解除済) 飼料稲わらの検査において不検出、県全域で解除となったことから、稲わらで堆肥化しても暫定許容値を超過することはないと判断できる。
	バーク(樹皮)堆肥	(解除済) 長野県のモニタリングポストにおける空間放射線量率の最高値は0.107 μ Sv/hであり、農林水産省が示した空間放射線量率が平常時の範囲(0.1 μ Sv/h以下)を超えていない。
	腐葉土・剪定枝堆肥	ホームセンターなどで流通しているもの
今後生産するもの		自粛中 やむを得ない事情の場合、農林水産省と協議し、示された検査方法により製造業者が検査を実施、暫定許容値以下のものが流通、施用可。
土壌改良資材 (培土、落ち葉、雑草、バーク、剪定枝、木材チップ・パウダー 等)	自粛中	やむを得ない事情の場合、農林水産省と協議し、示された検査方法により業者等が検査を実施、暫定許容値以下のものが流通、施用可。
土壌改良資材 (もみ殻、稲わら)	(解除済)	稲わら・もみ殻は、飼料および玄米調査の結果から、暫定許容値を超過することがないと判断し、流通可。ただし、もみ殻くん炭は別途通知があるまで使用しない。
土壌改良資材 (泥炭類、腐植酸質資材、好物質資材、合成高分子化合物資材)	(解除済)	泥炭、ピートモス、腐植酸質資材、けいそう土焼成粒、ゼオライト、バーミキュライト、パーライト、ベントナイト、ポリエチレンイミン系資材、ポリビニルアルコール系資材は、検査の必要はない。
土壌改良資材 (その他)	農林水産省 へ相談	その他の土壌改良資材の扱いは、農林水産省へ相談する。

薪・木炭

平成23年11月2日、飲食店および一般家庭において調理加熱に使われる薪・木炭(薪ストーブなどの家庭用暖房器具、家庭用の風呂の加熱器具で使用するものを含む)について指標値が設定されました。

<指標値>

対象品目種別	放射性セシウム (Bq/kg)
薪	40
木炭	280